

1 株未満の端数相当分買取り代金のお支払いに関する

Q & A

当社では、平成 19 年 4 月 2 日付けで普通株式 100 株を 1 株とする株式併合を行いました。この結果生じた「1 株に満たない端数」に関し、このたび、東京地方裁判所から、端数 0.01 あたり（併合前株式 1 株あたり）138 円での買い取り許可を頂戴しました。本件に関し、想定されるご質問とその回答を以下にまとめさせて頂きました。

Q1) 株券をなくしてしまった。どうすればよいか？

A 1) 株券喪失申請を行っていただく必要がございます。手続きは当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ 信託銀行様にてお願い致しております。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0 1 2 0 - 2 3 2 - 7 1 1 （通話料無料）

尚、ホームページでも手続きのご案内がございますので、ご参考下さい。

http://www.tr.mufg.jp/daikou/tetsuzuki_05.html

Q 2) 株を持っている知人には連絡（手紙が到着）があったのに、自分のところにはいっさい来ない。どうなっているのか？

A 2) ご住所変更などをされていらっしゃいませんか？お手数ですが、当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ 信託銀行様にてご確認をお願い致します。

ご連絡先は下記の通りです。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0 1 2 0 - 2 3 2 - 7 1 1 （通話料無料）

Q 3) 近くにゆうちょ銀行がない。都市銀行にしてもらえないか。

A 3) 誠に申し訳ございませんが、ゆうちょ銀行および郵便局以外でのご対応はいたしておりません。何卒お近くの、ゆうちょ銀行・郵便局にてお手続きをお願い申し上げます。

Q 4) 株券の提出や買取りの締め切り期間はあるか？それが過ぎたらもう受け取れないのか？

A 4) お手数ではございますが、早めのご提出、お手続きをお願い申し上げます。
尚、領収証並びに普通為替証書には有効期間が設けられております。窓口にて現金をお受け取りいただける有効期間は、領収証は発行日から1ヵ月間、普通為替証書は発行日から6ヵ月間です。
(有効期間が経過した場合でも受取りは可能ですが、その際は改めて、当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ信託銀行様へお申し出頂く必要がございます)

Q 5) 本人が病気、長期不在などのため、ゆうちょ銀行に行く事ができない。代理人が代行処理を行う(受取る)ことは可能か？

A 5) 証書に記載のご本人様以外でも、代理人様が委任されお受け取りいただくことが可能です。領収書又は普通為替証書の委任欄にご記入いただき、署名捺印の上、領収書又は証書と、委任された代理人であることを確認できる公的書類(運転免許証などの身分証明書)を、ゆうちょ銀行窓口にご持参いただければ、代理人様でのお受け取りが可能となります。

Q 6) 名義人である当人が既に亡くなっている。相続人が受け取ることは可能か？

A 6) 相続人様により相続手続きを行っていただく必要がございます。手続きは当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ信託銀行様にて願ひ致しております。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号0120-232-711 (通話料無料)

Q 7) 買取り（領収証・普通為替などの手数料）に関する諸費用は全てそちらの負担なのか？

ゆうちょ銀行に行く交通費の負担をお願いしたい

A 7) 手数料・領収証並びに普通為替証書送付に関する費用は当社で負担させていただきます。それ以外の経費に関しては、恐れ入りますが当社での負担ができませんので、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

Q 8) 当初、平成 19 年（2007 年）6 月頃には支払うといていたのに、1 年近くも遅れてしま

まったのは何故か？その理由を説明して欲しい。

A 8) 株式併合後の結果生じた 1 株未満の端数につきましては、会社法 235 条に基づき、買取り価格を含め裁判所の許可事項となっておりますが、当社からの裁判所への申請手続きや事務処理など、当初の想定より大変遅れましたことを深くお詫び申し上げます。

Q 9) 今回株式端数 0.01 : 138 円という買取り価格になったが、その根拠を教えてください。

A 9) 会社法 235 条では端数の処理に関する価格決定は裁判所の許可事項となっており、今回決定しました金額につきましては、裁判所が平成 19 年（2007 年）4 月 2 日時点の当社財務諸表をはじめ、諸状況を踏まえて多角的な観点で審議され、許可いただいた金額と理解しております。

Q 10) 端数のみしか持っていなかった場合、端数を買取ってもらったあと、株主の権利は

全てなくなるのか？

A 10) 端数のみをお持ちの株主様は、残念ながら普通株式における単元株主様としての権利（例えば議決権や配当請求権など）を有さないことになり、端数に応じた代金のお支払いを受ける権利のみをお持ちいただいている形となります。また、1 単元以上の株式と端数の両方をお持ちの株主様に関しては、保有単元株式数に応じた株主様の権利はこれまでと何ら変わらず、端数相当分に対してのみ、買取りを受ける権利を有することとなります。

Q11) 一株未満の端数を持っていますが、端数を買い足し、1株にすることはできますか？

A11) 株式併合後の結果生じた1株未満の端数については、この端数を100束ねても、1株という単元株式とはなり得ません。あくまで、端数に応じた代金のお支払いを受ける権利のみをお持ちいただいている形となります。また当社では、株式併合時の株主名簿に応じてのみ代金のお支払いを許されておりますので、その後の端数の権利譲渡による株主様以外の第三者へのお支払い請求には一切お応え出来ませんので、ご了承ください。

Q12) 買取りを拒否した場合、株主の権利はどうなるのか？

A12) 端数の買い取りを拒否され、このまま株式端数をお持ちいただいても、残念ながら普通株式における単元株主様としての権利（例えば議決権や配当請求権など）を有さないこととなります。端数をお持ちの株主様は、あくまで端数相当分の代金を受け取る権利のみをお持ちいただくこととなります。また、1単元以上の株式と端数の両方をお持ちの株主様に関しては、保有単元株式数に応じた株主様の権利はこれまでと何ら変わらず、端数相当分に対してのみ、買取りを受ける権利を有することとなります。

Q13) 株式端数 0.01 : 138円×100が1単元株式の公式な値段と考えてよいか？

その値段で1単元株の売買が可能か？

その値段で、単元株も会社で買い取ってくれないのか？

A13) 今回公表させていただきました金額は、あくまで端数 0.01 あたりの買取り価格です。単元株の相当価格の提示ではございません。単元株に関しての価格は当社が決定するものではない点をご理解下さい。

単元株の価格と売買が可能かどうかは、相対取引として、お売りになりたい方、お買いになりたい方、双方で折り合いが付き、お取引が成立すればということになるかと存じます。相対取引に関しても、当社が関与できませんことをご理解下さい。

また、誠に申し訳ございませんが、当社では、今回の株式併合に伴う裁判所の許可を得た上での1株未満の端数の買取りを除き、株の買取りは一切いたしておりません。

【本件に関する諸手続きのお問合せ先】

当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ信託銀行様にて全てのお手続きをお願い致しております。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号0120-232-711 (通話料無料)

以上